

公共建設工事に係る低価格入札問題への取組について

平成20年7月8日
公正取引委員会

第1 調査経緯

- 1 近年，公共投資の減少等に伴う建設業の競争激化によりいわゆるダンピング受注が増加する中で，公共建設工事の品質確保等に懸念が生じているとして，政府全体として，公共建設工事の品質確保への取組がなされている。

公正取引委員会は，従来から，独占禁止法上の不当廉売規制の観点から，各発注者と連携し，低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で，所要の調査を実施し，問題となる行為が認められた場合には厳正に対処しているところ，平成20年1月以降，国土交通省及び農林水産省並びに各都道府県及び各政令指定都市の発注者に対し，平成18年10月1日から同19年12月31日までの期間に発注した物件のうち低入札価格調査制度に基づく調査の対象とした公共建設工事等について情報提供を依頼した。

これに対し，当該発注者から約2,000件（約1,100社）の情報提供があったところ，公正取引委員会は，当該情報に基づき，地域において有力な事業者，低価格入札により複数の物件を受注している事業者等83社に対し，平成20年2月，調査票を送付し，当該事業者が前記期間に受注した物件の損益状況等について報告を求めた。

- 2 公正取引委員会は，前記1の83社からの報告に基づき，「公共建設工事における不当廉売の考え方」（別添参照）を踏まえ，落札価格が実行予算上の工事原価を下回る価格かどうか及びその程度，落札率の低さ，低価格入札による落札の頻度・規模等を勘案して，同83社のうち3社について重点的に調査することとし，平成20年4月以降，事情聴取等を行ってきた。

第2 調査結果

公正取引委員会は，前記第1の2の調査の結果，本日，次のとおり，3社に対し，それぞれ独占禁止法第19条（不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして警告を行った。

1 関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者
1	株式会社奥村組	大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号	代表取締役 奥村太加典
2	オリエンタル白石株式会社	東京都千代田区平河町二丁目1番1号	代表取締役 加賀屋正之
3	戸田建設株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	代表取締役 井上 舜三

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第五審査上席
電話 03-3581-1779（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

2 警告の概要

(1) 公正取引委員会は、3社が平成18年10月1日から同19年12月31日までの間に受注した公共建設工事について審査を行ってきたところ

ア 株式会社奥村組が、

(ア) 農林水産省が北陸農政局において一般競争入札の方法により発注した別表1記載の公共建設工事2件について、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いのある事実

(イ) 富山県が制限付き一般競争入札の方法により発注した別表2記載の公共建設工事について、同社が代表者となった共同企業体において、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いのある事実

イ オリエンタル白石株式会社が、

(ア) 国土交通省が中国地方整備局において一般競争入札の方法により発注した別表3記載の公共建設工事2件について、

(イ) 国土交通省が九州地方整備局において一般競争入札の方法により発注した別表4記載の公共建設工事2件について、

(ウ) 愛知県が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注した別表5記載の公共建設工事2件について、

(エ) 三重県が一般競争入札の方法により発注した別表6記載の公共建設工事2件について、

それぞれ、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いのある事実

ウ 戸田建設株式会社が、大阪府が一般競争入札の方法により発注した別表7記載の公共建設工事2件について、同社が代表者となった共同企業体において、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いのある事実

が認められた。

(2) 3社の前記(1)の行為は、それぞれ、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕に該当)の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、3社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

第3 今後の取組

公正取引委員会は、引き続き、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、必要な措置を採ることとする。

株式会社奥村組

別表 1

発注者	入札日	発注方法	工事名
農林水産省 (北陸農政局)	平成18年11月21日	一般競争 入札	九頭竜川下流農業水利事業 十郷1号用水路国道8号 線横断部建設工事
農林水産省 (北陸農政局)	平成18年11月21日	一般競争 入札	九頭竜川下流農業水利事業 十郷1号用水路県道横断 部建設工事

別表 2

発注者	入札日	発注方法	工事名
富山県	平成18年11月2日	制限付き 一般競争 入札	舟川総合開発事業舟川ダム 本体工事

オリエンタル白石株式会社

別表 3

発注者	入札日	発注方法	工事名
国土交通省 (中国地方整備局)	平成18年10月20日	一般競争 入札	尾原ダム北原日登線1号橋 上部工事
国土交通省 (中国地方整備局)	平成18年11月28日	一般競争 入札	萩・三隅道路飯井第2橋上 部工事

別表 4

発注者	入札日	発注方法	工事名
国土交通省 (九州地方整備局)	平成18年11月27日	一般競争 入札	福岡外環状道路 室見川橋 上部工工事
国土交通省 (九州地方整備局)	平成19年2月8日	一般競争 入札	長崎497号 小野橋上部 工工事

別表 5

発注者	入札日	発注方法	工事名
愛知県	平成18年12月5日	一般競争 入札	街路改良工事・街路改良工 事(臨交)合併工事
愛知県	平成19年3月22日	指名競争 入札	公園緑地整備事業費(公共) 愛・地球博記念公園整備工 事(ひろば59号工・橋梁上 部工)

別表 6

発注者	入札日	発注方法	工事名
三重県	平成18年12月7日	一般競争 入札	平成18年度 国補橋梁・ 国 第3-1分0007号 一般国道167号 第二 伊勢道路（仮称）5号橋 国補橋梁整備工事（床版 工）
三重県	平成19年1月18日	一般競争 入札	平成18年度 国補橋梁・ 国 第3-1分0008号 一般国道167号 第二 伊勢道路（仮称）3号橋 国補橋梁整備工事（床版 工）

戸田建設株式会社

別表 7

発注者	入札日	発注方法	工事名
大阪府	平成19年3月8日	一般競争 入札	配水管布設工事 1350（バイパス・堺市） 2工区
大阪府	平成19年3月8日	一般競争 入札	配水管布設工事 900（バイパス・高石市 ～泉大津市）

（注）別表1，2，3，4，6及び7の「入札日」欄記載の年月日は，電子入札の開札日である。

公共建設工事における不当廉売の考え方
(平成16年9月15日 公正取引委員会)

1 独占禁止法が禁止する不当廉売

「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給すること」(価格要件)により、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」(影響要件)がある場合に、独占禁止法で禁止する不当廉売に該当する(不公正な取引方法第6項)。

2 公共建設工事における不当廉売の考え方

公共建設工事の特性に照らし、その不当廉売の考え方を示すと、以下のとおりである。

(1) 公共建設工事における費用構成

工事原価 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費
工事価格 = 工事原価 + 一般管理費等

(2) 公共建設工事の特性を踏まえた考え方

ア 前記1の価格要件のうち「供給に要する費用」とは、通常、総販売原価と考えられており、公共建設工事においては、「工事原価 + 一般管理費」がこれに相当するものと考えられる。また、「供給に要する費用を著しく下回る対価」かどうかについては、落札価格が実行予算^(注)上の「工事原価(直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費)」を下回る価格であるかがひとつの基準となる。

イ 前記1の影響要件については、安値応札を行っている事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等を個別に考慮し、判断することとなる。

(注) 実行予算

落札業者は、発注者との契約締結後、契約価格(落札価格)を基に、改めてそれぞれの経費について詳細な見積りを作成する。これは、通常、実行予算と呼ばれており、実際に工事を施工するに当たっては、この実行予算に従うこととなる。

1 過去の公共建設工事における不当廉売事例

件 名 (警告年月日)	内 容
大成建設(株)に対する件 平成19年6月26日	国土交通省が北海道開発局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事について、同社が代表者となった共同企業体において、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
(株)大林組に対する件 平成19年6月26日	国土交通省が北海道開発局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事について、同社が代表者となった共同企業体において、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
(株)間組に対する件 平成19年6月26日	千葉市が一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について、同社が代表者となった共同企業体において、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
馬淵建設(株)に対する件 平成19年6月26日	横浜市が一般競争入札(条件付)の方法により発注した公共建設工事5件について、単独で又は同社が代表者となった共同企業体において、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、又は不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
(株)丸本組に対する件 平成19年6月26日	宮城県が条件付一般競争入札の方法により発注した公共建設工事9件について、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
磯部建設(株)に対する件 平成16年9月15日	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所、栃木県及び栃木県今市市が指名競争入札の方法により発注する公共建設工事5件について、その供給に要する費用を著しく下回る価格で受注し、他の建設工事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
(株)守谷商会に対する件 平成16年4月28日	長野県が発注する建設工事について、供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、長野県発注の建設工事における競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

【定義】

第二条

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

二 不当な対価をもつて取引すること。

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

（不当販売）

- 6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。